

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藍住町長

## 公表日

令和6年8月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。  1. 予防接種の実施対象者の把握 2. 予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種による健康被害救済に関する事務 4. 予防接種実施者の記録及び保存に関する事務 5. 予防接種の実費徴収に関する事務 6. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 7. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (ワクチン接種記録システムへの登録、他市区町村への接種記録の照会提供、接種証明書の交付)
③システムの名称	保健総合システム 住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表14及び126の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67の2条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 14及び126の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67の2条  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町保健センター 〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1 電話088-692-8658

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条7号別表第2 17. 18. 19の項	番号法第19条第7号 別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠 16の2の項 ・別表第二における情報照会の根拠 16の2. 17. 18. 19の項	事前	
令和1年6月26日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10の項	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一主務省令 第10条	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和3年2月15日	I 1. ②事務の概要	—	(追加) また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務を行う。 6. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和3年2月15日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一主務省令 第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和3年2月15日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ・別表第二における情報提供の根拠 16の2の項 ・別表第二における情報照会の根拠 16の2. 17. 18. 19の項	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和3年2月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 1. ②事務の概要	-	7. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 (ワクチン接種記録システムへの登録、他市区町村への接種記録の照会提供、接種証明書の交付)	事後	
令和4年3月9日	I 1. ③システムの名称	-	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月9日	I 3. 法令上の根拠	-	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)  番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年2月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年2月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月22日	I 4. ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	①番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 16の2、16の3、115の2の項 【別表第二における情報照会の根拠】 16の2、17、18、19、115の2の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 【情報照会の根拠】 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月8日	I 3. 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一 10項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>番号法第9条第1項 別表第一 93の2項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表14及び126の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67の2条</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和6年8月8日	I 4. ②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>【別表第二における情報提供の根拠】</p> <p>16の2、16の3、115の2の項</p> <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <p>16の2、17、18、19、115の2の項</p> <p>②別表第二省令</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号 14及び126の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び第67の2条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p>	事後	